

7 近経第 161 号
令和 7 年 8 月 21 日

大阪府大阪市淀川区宮原 1-19-23 ステュディオ新御堂 813 号
株式会社東技コーポレーション
代表取締役 谷川 英司 殿

近畿中国森林管理局長

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社が、建設業法の規定に違反し、大阪府知事から監督処分を受けたことは誠に遺憾である。

よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事案が生ずることのないよう十分注意されたい。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成 19 年 7 月 2 日付け 18 林政政第 793 号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合、令和 8 年 1 月 20 日までに近畿中国森林管理局経理課にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

1 指名停止の期間 令和 7 年 8 月 21 日 ～ 令和 8 年 1 月 20 日（5 ヶ月）

2 指名停止の理由

株式会社東技コーポレーションは、令和 7 年 4 月 1 日付けで、建設業許可部局（大阪府）より以下の監督処分を受けた。

- (1) 株式会社東技コーポレーションは、大阪市発注の工事において、建設業法第 26 条第 3 項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていた A 氏を専任の主任技術者として配置した。また、経営規模等評価の申請において、建設業法第 27 条の 26 第 2 項から第 4 項までの規定に違反して、A 氏が他社に雇用されて他の工事現場の現場代理人となっていたにもかかわらず、同氏を「技術職員名簿」に記載をした。以上のことが建設業法第 28 条第 1 項柱書及び第 2 号に該当するとして、大阪府より指示処分を受けた。
- (2) 株式会社東技コーポレーションは、大阪市発注の工事（以下「本件工事」という。）において、建設業法第 26 条第 3 項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていた A 氏を建築工事業の資格なく左官工事等の資格で専任の主任技術者として配置する（加えて同氏は他社の現場代理人となっている。）など適格な主任技術者を配置せず、同法第 22 条第 1 項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社ケイテックに請け負わせた。また、経営規模等評価の申請において、建設業法第 27 条の 26 第 2 項から第 4 項までの規定に違反して、株式会社トーワ技研工業から請け負った本件工事を、建設業法第 22 条第 1 項の規定に違反して、一括して株式会社ケイテックに請け負わせていたが、当該工事を実質的に行っているとは認められないため当該工事の金額を完成工事高に含めて記載すべきではないところ、「工事経歴書」に、当該工事を施工したとして当該工事の金額が建築一式工事の完成工事高に含まれるとする記載をした。これにより得た経営事項審査

結果を大阪市に提出し、大阪市がその結果を建築一式工事に係る資格審査に用いた。以上のことが建設業法第28条第3項に該当するとして、大阪府より25日間の営業停止処分を受けた。このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当し、契約相手方として不適當であると認められるため。